

特集Ⅱ DCプランナーの疑問に答える! Q&A解説:確定拠出年金改正編

回答者:厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」及び「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)」により、順次、改正項目が施行されています。今回は、その中で確定拠出年金の改正事項に対する疑問点について、厚生労働省年金局企業年金・個人年金課に解説していただきます。

1 企業型DC・iDeCoの加入可能年齢の拡大(2022年5月1日施行)等

Q1-1 企業型DCの老齢給付金を受給した場合、60歳以降に企業型DCへの再加入ができない仕組みとなっていますが、転職などによる別事業所での企業型DCへの加入は可能でしょうか。

A1-1 企業型DCの老齢給付金を受給した場合、別事業所の企業型DCにも加入することはできません。

事業主は、60歳以上の人を新たに加入者にしようとするときは、他の企業型DCで老齢給付金を受給している場合は企業型DCの加入者になれないことを説明していたら、該当する場合は本人から申告を受けてください。

企業型DCの加入者となった後で、他の企業型DCの老齢給付金を受給していたことが判明した場合は、さかのぼって加入者資格の取得を取り消す必要があります。また、既に納付されている事業主掛金および加入者掛金は還付されます。

なお、企業型DCの老齢給付金を受給していてもiDeCoには加入できます。また、iDeCoの老齢給付金を

受給している場合、iDeCoには再加入できませんが、企業型DCには加入できます。

Q1-2 60歳で企業型DCの加入者資格を喪失したのちに老齢給付金を受給していない場合、iDeCoに加入した際に60歳以前に加入していた企業型DCの資産をiDeCoに移換することはできるでしょうか。

A1-2 企業型DCの加入者資格を喪失したときは、iDeCoに企業型DCの資産を移換することができます。

移換する場合は、加入しているiDeCoの金融機関(運営管理機関)に資産移換の手続きを行ってください。

なお、60歳以降に企業型DCの加入者資格を喪失して運用指図者となった場合は、iDeCoに加入していても企業型DCの資産をiDeCoに移換せず、企業型DCの運用指図者として運用を継続することもできます。

Q1-3 60歳以降にDC制度に初めて加入した場合、老齢給付金の受給開始可能年齢はいつになりますか。

A1-3 加入した日から5年経過した日以降に老齢給付金を受給することができます。

60歳より前にDC制度に加入している場合は、通算加入者等期間により受給開始可能年齢が異なります。

老齢給付金の受給開始可能年齢が最も早いのは、通算加入者等期間(60歳未満の期間であって、企業型DCとiDeCoの加入者期間と運用指図者期間を合算した期間)が10年以上ある人で、60歳から受給することができます。受給開始可能年齢が最も遅くなるのは、通算加入者等期間が1年以上2年未満の人であって、65歳から受給

(図表1) 通算加入者等期間ごとの老齢給付金受給開始年齢等

通算加入者等期間※	受給開始可能年齢等
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1年以上2年未満	65歳
0月(60歳以降に初めてDC制度に加入した場合)	加入した日から5年経過した日

※60歳未満の期間であって、企業型DCとiDeCoの加入者期間と運用指図者期間を合算した期間

開始が可能となります。この場合、60歳から5年間は老齢給付金を受給できないこととなるため、通算加入者等期間がなく60歳以降にDC制度に初めて加入した人も、資格取得日から5年間は老齢給付金を受給できないこととしました。(図表1)

Q1-4 iDeCoの脱退一時金の受給条件にあった「国民年金保険料の納付を免除されていること」がなくなったように思われますが、撤廃されたのでしょうか。

A1-4 改正の趣旨は、通算の拠出期間等の要件を満たせ

(図表2) 改正後のiDeCoの脱退一時金の受給要件

(1) 60歳未満であること
(2) 企業型DCの加入者でないこと
(3) iDeCoに加入できない者であること
(4) 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
(5) 障害給付金の受給権者でないこと
(6) 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること 又は 個人別管理資産の額が25万円以下であること
(7) 最後に企業型DC又はiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

※ 上記(1)~(7)のいずれにも該当する必要があります。

※ 上記(3)の「iDeCoに加入できない者」とは以下の方になります。

・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方

・日本国籍を有しない海外居住の方

※ 上記(4)は、法令上の規定は「20歳以上65歳未満」ですが、脱退一時金を受給するためには「(1)60歳未満であること」にも該当する必要があるため、誤解を与えないよう「20歳以上60歳未満」と記載しています。

ば、外国籍加入者の帰国の際に脱退一時金が受給できるように見直したものととなります。(改正前は、国民年金の保険料免除者であることが脱退一時金の受給の要件になっており、外国籍加入者が帰国する際、帰国時には日本の国民年金制度から外れるため保険料免除者に該当せず、脱退一時金は受給できませんでした)

改正により、「保険料免除者であること」は削除されましたが、新たに保険料免除者を含む「iDeCoに加入できない者(=国民年金第1号被保険者であって保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている者、日本国籍を有しない海外居住の者)であること」の要件が受給要件に含まれることとなりました。(図表2)

2 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和(2022年10月1日施行)

Q2-1 これまで企業型DCにおいてiDeCo加入を認める企業型DC規約の定めがなかった場合、改正にともない規約の変更、届出が必要となりますでしょうか。

A2-1 企業型DCにおいてiDeCo加入を認める規約の定めがなかった場合であっても、改正にともなう規約の変更は不要です。

なお、2022年10月1日以降に企業型DCの掛金の拠出を年単位化(複数月分の掛金をまとめて納付すること)する場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できなくなります。事業主は、掛金の拠出を年単位化する旨を規約に規定するとともに、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)に通知する必要があります。

Q2-2 企業型DCの掛金の拠出を年単位化する場合、当該企業型DCの加入者がiDeCoに加入できないのはなぜでしょうか。

A2-2 2022年10月以降、iDeCoの拠出限度額は企業型DCの掛金と合算して管理(企業型DC加入者かつ

iDeCo加入者の場合、企業型DC掛金額が月3.5万円を超えると、当該超過分をiDeCoの各月の拠出限度額である2万円から減算)する必要があります。企業型DCの掛金の拠出を年単位化した場合、iDeCoで調整する各月の拠出限度額を管理できなくなるためです。

Q2-3 国民年金基金連合会がiDeCoの拠出限度額を効率的に管理できるよう、企業型DCやDB等の加入者情報を登録するためのプラットフォームが構築されるそうですが、どのような仕組みでしょうか。

A2-3 iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会が拠出限度額の管理を行うためには、企業年金(企業型DC・DB等の他制度)の加入状況と事業主の拠出額を国民年金基金連合会が確認できることが必要となります。

このため、これらの情報を効率的に確認できるよう、企業年金の実施主体と国民年金基金連合会とを繋ぐ企業年金プラットフォーム(企業年金連合会が運営)という仕組みが構築されることとなりました。

企業型DCを実施する事業主においては、令和4年10月の法施行時より企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)を通じて、企業年金プラットフォームに情報を登録する必要があります。

また、DBを実施する事業主・基金等(厚生年金基金・石炭鉱業年金基金を含む)においては、令和6年12月の法施行時より受託機関を通じて(委託形態がI型の場合(DB等の他制度の加入者の記録管理に関する業務を委託していない場合)は直接)、企業年金プラットフォームに

情報を登録する必要があります。これにより、iDeCo加入時の事業主証明と年1回の現況報告が必要なくなります。

具体的な企業年金プラットフォームへの登録方法や登録スケジュール等については、企業年金プラットフォームへの登録主体の機関様(令和4年10月は企業型RK、令和6年12月はDBを実施する事業主・基金等)に適宜ご案内することとしております。(図表3)

Q2-4 企業型DC加入者がiDeCoに加入している場合において、企業型DCの事業主掛金に変更となり、iDeCoの拠出可能額が減額となった際は、従業員自身がiDeCoの掛金変更手続を行うことが必須となるでしょうか。

A2-4 iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会は、企業年金プラットフォームからiDeCoの加入者に係る企業型DCの事業主掛金額等の情報を取得し、iDeCoの拠出限度額を算定します。

その際、iDeCoの掛金額が拠出限度額を超えていることが判明したときは、国民年金基金連合会がiDeCoの掛金額を自動的に引き下げます。加入者の知らないうちに掛金額が引き下げられることを避けるため、企業型DCの事業主掛金額を変更する場合は、従業員に変更後の事業主掛金額と、iDeCo掛金額の見直しが必要な旨を周知してください。

なお、企業型DCの事業主掛金が引き下げられ、iDeCoの拠出限度額が引き上がったときにiDeCoの掛金を引き

上げる場合は、iDeCoの加入者自身が確定拠出年金運営管理機関に掛金額の変更手続を行う必要があります。

Q2-5 企業型RKに登録している企業型DCの加入者情報が誤っている場合、iDeCoへの加入などに影響はありますか。

A2-5 国民年金基金連合会が企業年金プラットフォームからiDeCoの加入者に係る情報を取得するときは、「基礎年金番号」、「生年月日」、「性別」を突合して本人特定を行います。

この際、企業年金プラットフォームに登録されている情報が誤っていると、従業員がiDeCoに加入できなかったり、既に加わっている従業員の掛金が拠出できなくなります。

事業主が企業型RKに登録している企業型DC加入者の情報をもとに、企業型RKが企業年金プラットフォームに当該情報を登録します。このため、事業主は、企業型RKに登録している企業型DCの加入者の「基礎年金番号」、「生年月日」、「性別」について、適正な管理を改めてお願いします。

企業型DCの加入者本人も、登録されている基礎年金番号等の情報を企業型RKが運営している加入者専用ウェブサイトで確認することができます。

事業主は、企業型DC加入者に、加入者専用ウェブサイトにて基礎年金番号等の情報に誤りがないか確認することを周知してください。

企業年金プラットフォームに登録されている「基礎年金番号」、「生年月日」、「性別」と国民年金基金連合会が保有している「基礎年金番号」、「生年月日」、「性別」のいずれかが相違し、国民年金基金連合会が企業年金プラットフォームから情報を取得できなかったときは、国民年金基金連合会から本人あてに、相違する情報の確認を促す旨のお知らせを送付します。

事業主は、従業員から企業型DCの情報が誤っているとの連絡を受けたときは、速やかに確認していただき、正しい情報に訂正してください。

訂正が完了するまでは、iDeCoへの加入や、iDeCoの

掛金を拠出することはできません。また、訂正に要した間に拠出する予定であった掛金を、訂正が完了した後に拠出することもできません。

Q2-6 企業型DCの加入者がiDeCoに加入している場合において、企業型DCの事業主掛金に変更となり、iDeCoの拠出可能額が掛金の最低額である5,000円を下回った場合、従業員自身が加入者資格の喪失手続を行うことが必須となるでしょうか。この場合、iDeCoの資産は企業型DCに移換となりますか。

A2-6 iDeCoに加入している企業型DCの加入者は、iDeCoの拠出限度額が5,000円を下回ったときは、加入者自身でiDeCoの資格喪失手続を確定拠出年金運営管理機関に行う必要があります。ただし、iDeCoの拠出限度額が5,000円を下回ったときは、国民年金基金連合会が掛金の拠出を自動的に停止させ、過払いになることを防止します。

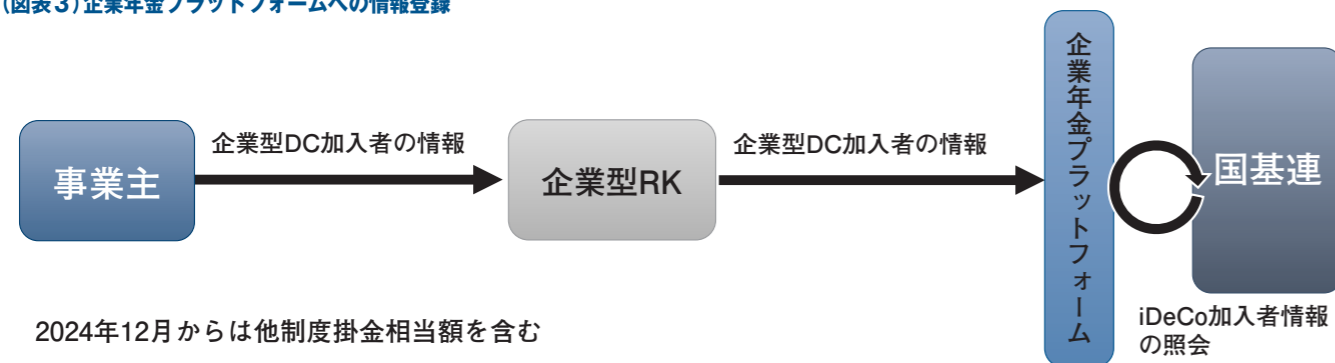
iDeCoの加入者資格を喪失した場合、企業型DCの事業主に申し出ることでiDeCoの資産を企業型DCに移換することができます。また、iDeCoでの掛金の拠出はできませんが、運用指図者としてiDeCoの資産を運用し続けることもできます。

Q2-7 Q2-6の場合において、iDeCoの加入者資格の喪失手続を従業員自身が行う場合、手続が遅れることでどのような懸念事項がありますでしょうか。

A2-7 前述したとおり、iDeCoの拠出限度額が5,000円を下回ったときは、国民年金基金連合会が掛金の拠出を自動的に停止させるため、掛金が過払いになることはありません。

しかし、確定拠出年金運営管理機関によっては、加入者と運用指図者の口座管理手数料に差を設けていることがあります。この場合、運用指図者の口座管理手数料の方が安価に設定されていますが、iDeCoの加入者資格の喪失手続を行わないことにより、確定拠出年金運営管理機関は加入者であると判断し、加入者としての口座管理

(図表3) 企業年金プラットフォームへの情報登録



手数料が徴収されてしまいます。このため、資格喪失の手続きは適切に行っていただくよう、ご注意ください。

なお、確定拠出年金運営管理機関ごとの口座管理手数料は、国民年金基金連合会が運営するiDeCo公式サイト(https://www.ideco-koushiki.jp/)の「運営管理機関一覧」から確認することができます。

3 企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映 (2024年12月1日施行)

Q3-1 「加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額」におけるDB等とあるのは、具体的にDB以外にどのような制度が含まれるのでしょうか。

A3-1 確定給付企業年金(DB)以外の制度は、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済制度があります。複数の制度に加入している場合は、それらを合計した額になります。

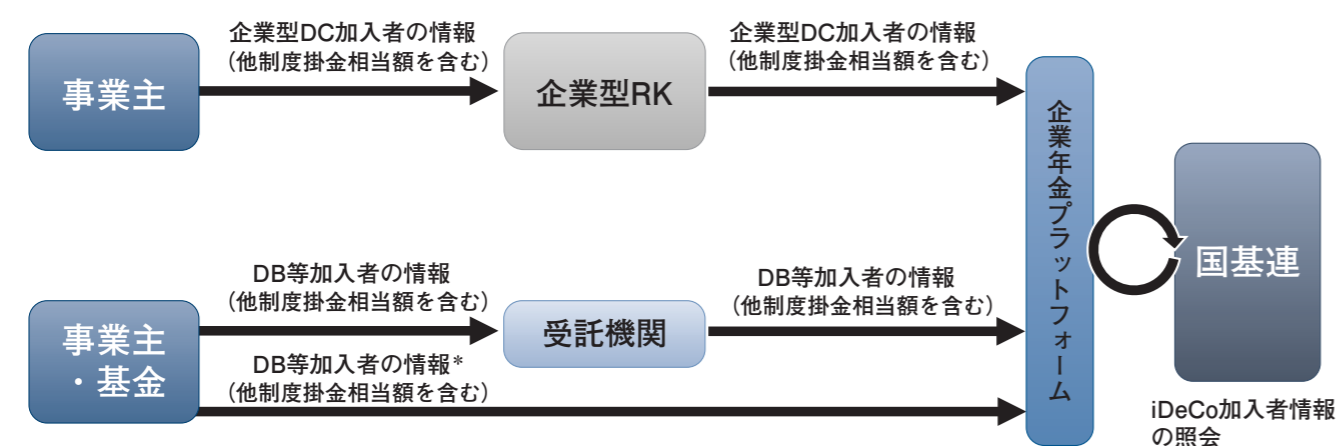
また、国家公務員、地方公務員の年金払い退職給付においては共済掛金相当額が算定され、公務員がiDeCoに加入する場合の拠出限度額は、「2万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲内」となり、共済掛金相当額が3.5万円を超えると、その分、iDeCoの拠出限度額は2万円から減ることとなります。(図表4)

Q3-2 DB等の他制度掛金相当額は、どのように企業年金プラットフォームに登録されるのでしょうか。

(図表4) 国民年金第2号被保険者のiDeCo拠出限度額

国民年金第2号被保険者	2022年10月1日～	2024年12月1日～
(1) 企業型DCのみに加入	月額 5.5万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額 2万円を上限)	月額 5.5万円 ー (各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額 2万円を上限)
(2) 企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額 2.75万円ー各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額 1.2万円を上限)	月額 5.5万円ー共済掛金相当額 (ただし、月額 2万円を上限)
(3) DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額 1.2万円	月額 5.5万円ー共済掛金相当額 (ただし、月額 2万円を上限)

(図表5) 企業年金プラットフォームへの情報登録



*加入者等の情報の管理業務を委託せずに自ら実施している場合(I型の契約形態)、事業主・基金自ら企業年金プラットフォームへ登録

A3-2 DB等の他制度を実施している事業主・基金(DB基金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金)は、受託機関を通じて、企業年金プラットフォームに登録します。ただし、加入者等の情報の管理業務を委託せず自ら実施している事業主・基金は、直接、企業年金プラットフォームに登録してください。

このほか、企業型DCについても実施している事業主は、企業型RKに他制度掛金相当額を登録してください。企業型RKが、他制度掛金相当額を含めた企業型DC加入者の情報を企業年金プラットフォームに登録します。

企業年金プラットフォームに登録されている情報が誤っていると、従業員がiDeCoに加入できなかったり、既に加わっている従業員の掛金が拠出できなくなることがあります。事業主・基金は、プラットフォームに登録する従業員の「基礎年金番号」、「生年月日」、「性別」について、適正な管理を改めてお願いします。(図表5)

Q3-3 新制度が適用される企業型DCにおいて、他制度掛金相当額が5.5万円を上回った場合は、企業型DCの事業主掛金を拠出できなくなりますが、加入者は企業型DCの加入者資格を喪失するのでしょうか。また、新制度が適用された日以降に雇用した従業員は、企業型DCの加入者資格は取得するのでしょうか。

A3-3 確定拠出年金法では、他制度掛金額が5.5万円を上回った場合に企業型DCの加入者資格を喪失することは規定されていません。このため、事業主掛金が拠出できなくなっても企業型DCの加入者資格は喪失しません。

なお、新たに事業主掛金および加入者掛金を拠出することはできませんが、企業型DCの加入者および運用指図者(以下、「加入者等」という)は、これまでに拠出された事業主掛金および加入者掛金の運用を継続することとなります。

事業主は、事業主掛金を拠出できなくなったあとも、企業型DCの加入者等に対する継続投資教育は引き続き実施していただく必要があります。

また、新制度に移行し、企業型DCの事業主掛金を拠出

できなくなった日以降に新たに雇用した従業員は、当該企業型DCの加入者資格を満たしていれば、企業型DCの加入者資格を取得します。

ただし、事業主掛金を拠出することができないことを理由として、一定の資格(一定の勤続期間)により当該者を加入除外とすることは可能です。

具体的には、「令和〇年〇月(新制度移行月)の前月において勤続期間を有する者を加入者とする。」などと企業型DC規約に定めることが考えられます。この場合、企業型DC規約の変更は承認事項に該当するため、労使合意のうえ、管轄の地方厚生(支)局に企業型DC規約の変更の承認申請を行ってください。

Q3-4 現在、事業主が行っているiDeCo加入時等の事業主証明書の発行および年1回の現況確認が廃止となりますが、従業員のiDeCo加入に際して、掛金納付方法や事業主の登録番号などの記入は引き続き必要になりますでしょうか。

A3-4 iDeCoの掛金の納付方法を事業主払込(*)とする場合、国民年金基金連合会は、事業主の掛金引落口座、事業主払込の対象者を把握する必要があります。

このため、加入者ごとの納付方法と事業主の登録番号は引き続き必要となりますが、具体的な手続きの方法は、今後検討します。

* 事業主払込とは、iDeCoの掛金を事業主がまとめて国民年金基金連合会に納付する方法です。事業主はiDeCoの加入者となった従業員のうち、事業主払込を選択した従業員の給与から掛金を控除します。国民年金基金連合会は、当該事業所のiDeCo加入者のうち、事業主払込を選択した加入者の掛金を事業主が指定する口座からまとめて引き落とすことで、掛金が納付されます。

一方、iDeCo加入者の指定する口座から国民年金基金連合会が掛金を引き落とすことで納付する方法を個人払込といいます。